

議会改革に関する審議報告書

平成31年3月

喜多方市議会 議会改革推進会議

目 次

I	はじめに	1
II	議会改革推進会議の取組み	2
III	資料編	9
IV	おわりに	18

I はじめに

喜多方市議会は議会改革について、平成25年10月に喜多方市議会基本条例を制定する以前から「できるところから改革していく」取り組みをしてきました。

議会改革の目的は、「議会機能の強化」と「住民視点での分かりやすい議会運営」ですが、それにより「住民の市政への参画と幸福」を実現することにあります。

私たち議会改革推進会議は委員12名で、平成29年6月から議会改革に関する検討事項について審議を重ねてまいりました。

検討事項については、私達の今任期初年度である平成27年6月から検討してきた項目の取り組み及びこれまでの審議内容を踏まえ、4分野10項目でありましたが、この内、特に今任期中の最重要事項として捉えておりましたICT化の推進について「IT機器の運用基準をつくり、ペーパーレス化及び審査事項の検索機能向上を図る」に関連する内容を中心に議論を重ねて参りました。平成30年第5回臨時会に、会議システム及びタブレット端末導入に係る予算を計上し、平成30年第9回（9月）定例会から導入・運用を実現することができました。このことは、議会改革推進の一環として大きな成果であったと考えています。

このほか「議会の権限強化・責務等に関する事項」、「議会の情報発信に関する事項」、「議会の施設・設備等に関する事項」及び「議会基本条例に関する事項」の4つの各分野の検討事項について優先度（◎及び○）を整理し、議論の展開を進めていくこととしました。

検討項目の審議結果を取りまとめるに当たり、これまで進めてきた喜多方市議会における議会改革の成果をさらに推し進め、常に市民のための開かれた機能する議会を目指し、公開性及び機能性の向上を図ることの重要性を強く感じたところであります。また、審議では活発な議論がなされ、改革の方向性を探りながら課題に取り組む努力をしてまいりました。

その審議結果について、後述のとおり検討事項別に報告いたします。

議会改革推進会議委員

委員長	江花	圭司
副委員長	渡部	勇一
委員	田中	和加子
委員	小島	雄一
委員	上野	利一郎
委員	遠藤	吉正
委員	渡部	一樹
委員	小林	時夫
委員	坂内	鉄次
委員	齋藤	仁一
委員	佐原	正秀
委員	山口	和男

II 議会改革推進会議の取組み

◆ 審議された検討事項

① 議会の権能強化・責務等に関する事項 (5 事項)

分類	検討事項		協議結果
議会の権能強化・責務等に関する事項	①	◎ 市の各種委員会及び審議会の議会枠委員を見直す	原則、議決権の有無により整理し、議員の選任を改めるとした各委員会、審議会等からの議会選出委員の引き上げを行い、期成同盟会等は残し、イベント運営に係る各種会議には参与的立場で加わることで申入書を 12 月 16 日に当局へ提出した。なお、申入書に対する協議依頼が平成 29 年 2 月 20 日に別紙「議会選出各種委員会」のとおりあった。 この当局からの協議依頼について、8 つの各種委員会等に喜多方市空家等対策協議会を加え 9 つの委員会等について、取りまとめ、全員協議会に示し了承された。
	②	◎ 広報広聴委員会を設置し、議会情報の発信と市民意向の広聴機能を拡充する	事例の研究も含め議論を深めることとし、広報編集委員会の見解を受けて、協議を継続していくこととした。
	③	◎ 喜多方市議会市民モニター制度を導入し、市民からの広聴機能を強化する	前項と関連。前項に含めて、広報編集委員会の見解を受けて継続していくこととした。
	④	○ 議委員としての品位と品格を明確化するために「議員倫理条例」を制定する	時間がかかるもので結論に至らない。項目としては削除してしまうのではなく、研究テーマとして残し、他市の事例なども研究していく中で進めていく事項とした。
	⑤	○ 議会会期の通年制について検討する	

各委員から出された主な意見の要約は下記のとおりです。

① 議会の権能強化・責務等に関する事項

①市の各種委員会及び審議会の議会枠委員を見直す

- ・協議依頼を今任期中に検証、検討し、結論を出すということだと思ふ。
- ・喜多方市使用料及び手数料等審議会と喜多方市公有財産審議会には、議員として審議に加わってもいいのではないか。
- ・喜多方市使用料及び手数料等審議会と喜多方市公有財産審議会は、会議内での案件自体が最終的に議案として審議されるので、事前に会議に出て審議するという事は、必要ないのではないか。
- ・喜多方市社会福祉協議会は継続でいいと思ふ。

- ・喜多方市中小企業振興委員会、喜多方市工場等立地促進審議会は、それぞれ15人、12人の委員のうち議員としては2人ということなので、産業建設正副委員長という現状維持でいいと思う。
- ・喜多方市民号実行委員会は、議長が顧問で入っている。この実行委員会は、プロポーザルを行うので、普通のものとは少し違うと思う。決定しなければならないということがあるので議員が入っていてもいいと思う。
- ・喜多方市民号実行委員会は、執行部に任せて参与や顧問的な立場でいいのではないか。
- ・喜多方市民号実行委員会は、議長は顧問。参与であれば常任委員長だけでいいと思うが、発言権、投票権がないので、委員で入り発言、投票できるというのがいいと思う。
- ・喜多方市景観審議会は、景観、都市計画との関係があるので、議員の立場として必要。
- ・喜多方市都市計画審議会は、まちづくりの基本的で重要な内容なので、議会から出ている方がいい。
- ・喜多方市空家等対策協議会は、上位法の中にも議員についての規定があるので議会から出すべきだと思います。

※参考：以前に議論された際の意見

- ・期成同盟会等の対外的なものは残すべき。
- ・国等の上位法で決められているものは、議員枠があるとすれば送り出す必要がある。
- ・議決を必要としていないことについて、当局が新たに議会へ議決権として与えてくれるかどうかは交渉次第ではあるが、それも経過をみてみないとわからない。
- ・それぞれの議員が審議会等に自覚を持って参加し、議会に報告し、その内容を明確にすれば、このような問題にはならない。議会改革なのでこの機会に議員の質の向上を図るべきではないか。残す整理であれば各議員が自覚を持って委員会等に出席する必要があると考える。
- ・審議会等における議会と市民の役割は異なると思うことから、こういった部分も考慮しながら議決権のあるものについては外していくような形が好ましいと考える。
- ・市長の権限が非常に強くなっていくことから農業委員に限らず他の審議会等においても議会議員が入ることが必要である。
- ・同日開催、年1回開催などの場合、参加しないと内容が全くわからない。このような状況で参加することに意義があるのか疑問である。

②広報広聴委員会を設置し、議会情報の発信と市民意向の広聴機能を拡充する

- ・現状の広報編集委員会で広聴までカバーするのは難しい。別の委員会を設置するのか。議会の構成におよぶことなので来期中くらいにと思う。
- ・協議は継続していくということでもいいと思う。広報広聴委員会や市民モニター制度については、今回は導入できないが大事なことであるので継続としておくのがいいのではないか。
- ・広報編集委員会の議長への報告のテーマに入っているなので、その見解を受け次期に継

続する。

※参考：以前に議論された際の意見

- ・ 広報委員会に広聴委員会も持っていくのは理想ではあるが、意見交換会までやるとなると、広報委員会が忙しくなるという心配もある。広報広聴は一体のものであるのでいいとは思いますが、できるのかどうかだ。
- ・ 広報委員会は、議会だよりの編集に2時間位ずつ何回か集まってやる。そうすると、意見交換会までやるのは大変だと思う。
- ・ 広報委員会の中で議論したのは、視察を受ける側の対応として対応するのであれば、広聴の意味も含め声を吸い上げることからも、役割を果たしていけると思うので、推進会議で議論していただくのも結構であるが、一方で広報の中でも検討していることをご理解頂いた上で進めていただけると、まとまりやすいと思う

③喜多方市議会市民モニター制度を導入し、市民からの広聴機能を強化する

・ このことも、広報広聴委員会のことと含め一緒でいい。

(②の意見再掲)

- ・ 協議は継続していくということでもいいと思う。広報広聴委員会や市民モニター制度については、今回は導入できないが大事なことであるので継続としておくのがいいのではないか。
- ・ 広報編集委員会の議長への報告のテーマに入っているの、その見解を受け次期に継続する。

※参考：以前に議論された際の意見

- ・ どこでやるのかは、広報委員会なのか。
- ・ モニター制度を導入して、どのような事を我々に期待するのかというイメージが湧いてこない。モニター制度について、広報委員会で視察してきた経過はあるのか。
- ・ 検討をした後に、広聴のありかたの一つとして、導入をするしないについて議論していけばいいと思う。

④議委員としての品位と品格を明確化するために「議員倫理条例」を制定する

⑤議会会期の通年制について検討する

(⑩議決権の拡大について検討する)

- ・ このことについては、これまで議論が尽くされたものではなく、時間がかかることであるためもう少し時間を置き、「協議する時期を見つける」と付言し、項目としては、削除してしまうのではなく、分からなくなってしまうようにしてきている。
- ・ このことについては、知識がまだ十分ではなく実践もそれほど多く見てきていない。研究テーマとして、他市の事例なども研究していく中で協議の時期を見つけるということでもいいのではないか。項目は無くしてしまうのではなく。
- ・ 単に継続でいいのではないか。
- ・ 例えば、通年制に関しては、議運でも以前視察に行っているが、必要性に乏しく、結局議会のためではなく、執行部の事情ではという捉え方になったのではなかったか。
- ・ 我々の議会としてはそぐわない結論でいいのではないか。

・そぐわないということもあるが、文言としては残しておくことで継続では。

・このような意味では、議決権の拡大についても、「必要時に審議」としてきたが、必要時が出てこない。具体的にはなかなかない。議決権の拡大をどうするかについてもこうすべきという経験が十分でない。

・倫理条例、通年制、議決権については、結論が出ないので来期に引き継ぐということでもいいと思う。

・なお、議決権の拡大については、総合計画を見直すことについては行ってきた。さらに、(平成 30 年) 4 月の臨時会は、委員会審査を行うということで、今までの通例とは違うやり方を行った。議決権の拡大は審査を丁寧にするということを考えれば、これもいわゆる議決権の拡大に当てはまるのではないかと思う。議決権の拡大はそういう意味で行なってきたと思う。

② 議会の情報発信に関する事項 (2 事項)

分類	検討事項		協議結果
議会の情報発信に関する事項	⑥	◎ テレビモニターを利用し、市民への議会情報の発信を強化する	現在、市の設置するテレビモニター（本庁舎入口、市民ロビー）を利用して議会中継、開催状況等を発信している。支所・公民館へのモニター設置については、意見が様々あり、検討を継続していくこととした。
	⑦	◎ ホームページや SNS（エス・エヌ・エス）等で議会情報の発信を強化する	フェイスブックの導入や「議会だより」の QR コードの設定などが図られており、取組中である。今後も取り組んでいく。

各委員から出された主な意見の要約は下記のとおりです。

② 議会の情報発信に関する事項

⑥ テレビモニターを利用し、市民への議会情報の発信を強化する

・これまでのお話では、支所と公民館への配置の必要性について意見がまちまちで、結論が出るか。

・結論というか、こういう協議をして継続中であるなどまとめる必要があると思う。

・継続していくこととする。

※参考：以前に議論された際の意見

・各支所にも配置してほしいと思う。塩川と山都総合支所建設の懇話会があったときにはそういう意見が出てきていた。

・本庁舎と支所だけでなく地区公民館にも議会をやっているところを実況中継して流してもいいと思う。

・本庁にて放映しているようなものを支所公民館の市民の集まるホールのような場所

で放映したほうが良いと考える。

- ・本庁、市民ホールにあるだけで十分であると考え。公民館事業、用事等により来館する方はいると思うが、公民館のホール等に集まってモニターを見ましようということにはならない。

- ・各支所のモニターについては防災上も必要であると考え。単に市政を伝えることの理由だけではないことから、整備していくということが必要であると考え。

- ・支所・公民館のモニター設置の問題については別の機会で検討すべきである。

⑦ ホームページや SNS（エス・エヌ・エス）等で議会情報の発信を強化する

- ・「議会だより」では、QRコードなどが入り取組中である。

- ・この項目は、そういう意味で継続してということでもいいと思う。

- ・SNSとはどういったものか可能性についても話し合っていけばいいのではないかな。

③ 議会の施設・設備等に関する事項 （2 事項）

分類	検討事項		協議結果
議会の施設・設備等に関する事項	⑧	◎ I T 機器の運用基準をつくり、ペーパーレス化及び審査事項の検索機能向上を図る	実施段階 ※経過 平成 30 年 7 月 ・会議システム導入プロポーザル実施 平成 30 年 9 月 ・9 月定例会より会議システム及びタブレット導入（試行） ・「喜多方市議会会議システム用タブレット型端末機の使用等に関する要綱」施行
	⑨	◎ I T 機器の動作環境を拡充する	平成 31 年 3 月 ・会議資料等のペーパーレスの進め方（予定） について全協において説明

各委員から出された主な意見の要約は下記のとおりです。

③ 議会の施設・設備等に関する事項

⑧ I T 機器の運用基準をつくり、ペーパーレス化及び審査事項の検索機能向上を図る

⑨ I T 機器の動作環境を拡充する

- ・このことについては、ICT 専門チームがあり、そこでの内容を議会改革推進会議が承認し、それを議会運営委員会が全体化していくという流れが出来た。現実として進んでいるので、これ以上はこの場でどうするのかといった項目ではないので、実施中、実施段階で報告すればいい。

- ・検討事項からはずしてしまうと、報告の際に項目が削除になってしまう。

- ・広義の意味での、IT 機器の動作環境については、テレビモニターもこちらに入って

くるのではと思う。

- ・ペーパーレス化については、紙媒体と並行していきながら段階的に削減していくことであるので、ある程度の工程を示すのがいいと思う。
- ・目で見ても分かりやすいもの（工程表）を皆さんで共有する。
- ・工程などを示して、軽微なものから段階的に紙媒体をなくしていくということを示すのがいいと思う。

④ 議会基本条例に関する事項（1 事項）

分類	検討事項		協議結果
議会基本条例に関する事項	⑩	○ 議決権の拡大について検討する	(①-④⑤関連再掲) 時間がかかるもので結論に至らない。項目としては削除してしまうのではなく、研究テーマとして、他市の事例なども研究していく中で進めていく事項とした。

各委員から出された主な意見の要約は下記のとおりです。

④ 議会基本条例に関する事項

⑩ 議決権の拡大について検討する

(④ 議員としての品位と品格を明確化するために「議員倫理条例」を制定する)

(⑤ 議会会期の通年制について検討する)

(①-④⑤関連再掲)

- ・このことについては、これまで議論が尽くされたものではなく、時間がかかることであるためもう少し時間を置き、「協議する時期を見つける」と付言し、項目としては、削除してしまうのではなく、分からなくなってしまうようにしてきている。
- ・このことについては、知識がまだ十分ではなく実践もそれほど多く見てきていない。研究テーマとして、他市の事例なども研究していく中で協議の時期を見つけるということでもいいのではないかと。項目は無くしてしまうのではなく。
- ・単に継続でもいいのではないかと。
- ・例えば、通年制に関しては、議運でも視察に行っているが、必要性に乏しく、結局議会のためではなく、執行部の事情ではという捉え方になったのではなかったか。
- ・我々の議会としてはそぐわない結論でもいいのではないかと。
- ・そぐわないということもあるが、文言としては残しておくことで継続では。
- ・このような意味では、議決権の拡大についても、「必要時に審議」と付言しているが、必要時が出てこない。具体的にはなかなかない。議決権の拡大をどうするかについてもこうすべきという経験が十分でない。

- ・倫理条例、通年制、議決権については、結論が出ないので来期引き継ぐということでもいいと思う。
- ・なお、議決権の拡大については、総合計画を見直すことについては行ってきた。さらに、（平成 30 年）4月の臨時会は、委員会審査を行うということで、今までの通例とは違うやり方を行った。議決権の拡大は審査を丁寧にすることということを考えれば、これもいわゆる議決権の拡大に当てはまるのではないかと思う。議決権の拡大はそういう意味でおこなってきたと思う。

Ⅲ 資料編

- 1 喜多方市議会「議会改革」の具体的取組み状況
- 2 「議会選出各種委員会で現状どおり議員の選任を求めたいとするもの」についての検討結果
- 3 喜多方市議会会議システム用タブレット型端末機の使用等に関する要綱
- 4 会議資料等のペーパーレスの進め方（予定）について

喜多方市議会「議会改革」の具体的取組み状況

	項 目	実 施 状 況
1	積極的に特別委員会を設置し、議会として行政の重要課題に取り組む	平成 24 年 1 月 (新庁舎建設) 平成 24 年 3 月 (簡易水道統合事業) 平成 25 年 3 月 (市有温泉施設)
2	質問受付の期間 (3 日間)	平成 24 年 3 月定例会から実施
3	ヒヤリング(聞き取り)の場所	平成 24 年 3 月定例会から実施 (庁内)
4	議会アンケートの実施	平成 24 年 5 月実施
5	一問一答方式の導入	平成 24 年 6 月定例会から実施 (再質問から採用)
6	質問時間の制限	平成 24 年 6 月定例会から実施 (質問のみ 30 分)
7	登壇、質問席の配置	平成 24 年 6 月定例会から実施 (初回は、登壇のうえ一括して行う。再質問からは、用意した質問席から行う。)
8	一般質問・質疑において執行部の再答弁は、自席からできるようにマイクを設置	平成 24 年 6 月定例会から実施
9	議会及び委員会の傍聴席入口や議会日程を周知する会場案内の表示を行う	平成 24 年 6 月定例会から実施
10	本会議中、みだりに出入りを避けるため、会議は 1 時間程度とする	平成 24 年 6 月定例会から実施
11	議会運営協議会としての定例会毎の総括	平成 24 年 6 月定例会から実施 平成 25 年 3 月定例会まで実施
12	議会日程の周知を広範囲に取り組む	平成 24 年 8 月発行の議会だよりから実施
13	会議時間の「午前 10 時から午後 4 時」を「午前 10 時から午後 5 時」にする会議規則の改正	平成 24 年 9 月定例会から実施
14	本会議における採決の際の議事次第書 (可を諮る原則による採決方法)	平成 24 年 9 月定例会から実施
15	喜多方市議会の政治倫理の確立を誓う決議	平成 24 年 9 月定例会から実施
16	毎月の全員協議会の開催 (毎月 1 回)	平成 24 年 10 月から定例全員協議会を実施
17	議会報告会の開催	平成 24 年 11 月から議会報告会を実施
18	議会広報編集委員会を常任委員会と同格とする。また視察研修は、1 泊 2 日とする	平成 24 年 12 月会議規則で協議等の場とし、平成 24 年度から 1 泊 2 日の視察研修を実施
19	定例会終了後に実施する議会運営に関する評価及び反省	平成 25 年 6 月定例会から実施
20	議会の機能と責務を明確にするために「議会基本条例」を制定する	平成 25 年 10 月 1 日施行

21	電子パネル等による発言者の把握、確認ができる設備の充実	平成 26 年 10 月新議場で整備
22	議場の椅子はキャスター付で移動ができるようにする	平成 26 年 10 月新議場で整備
23	図書室の設置及び会派室への書庫設置(図書整理のため)	平成 26 年 10 月新議場で整備
24	12 月・3 月定例議会の前倒しについて	平成 26 年 12 月から 12 月及び 3 月議会を 1 週間前倒し
25	正副議長選出方法及び立候補制(所信表明)の検討	平成 27 年 5 月臨時会から実施
26	本会議、一般質問等の様子をインターネットで情報発信する	平成 27 年 6 月定例会から実施
27	本会議、一般質問等の様子をインターネットで情報発信する	平成 27 年 6 月定例会から実施
28	議会報告会の運営形態を見直し、意見交換会など市民意向の把握しやすい形にする	「市民と議会の意見交換会」に名称を改め、11 月開催から 7 月下旬に変更 平成 28 年 7 月 29 日・30 日開催
29	会議システム及びタブレット端末の活用	平成 30 年 9 月定例会から導入 (「喜多方市議会会議システム用タブレット型端末機の使用等に関する要綱」施行(H30.9.1))

「議会選出各種委員会で現状どおり議員の選任を求めたいとするもの」についての検討結果

No	委員会等の名称	人数	報酬・報償の有無	議員・あて職等	任期	担当課等	根拠法令・条例等	委員総数	市議会議員の規定	他の委員	関連上位法	議会選出委員等に対する市議会の意見	理由	備考	担当課意見	検討結果
1	喜多方市使用料及び手数料等審議会	6	有	五十嵐吉也議員、遠藤金美議員、大川原謙一議員、齋藤仁一議員、佐原正秀議員、小林時夫議員	H30.1.25 ~ H32.1.24	財政課	使用料及び手数料等審議会条例	10人以内	市議会の議員(6人以内)	・優れた識見を有する者(4人以内)	地方自治法第138条の4第3項(審議会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		案件によっては、算出根拠など専門的な内容にもなることから、必要と考慮しており、選任を改める場合は、廃止を検討したい。	議員の選任を改める
2	喜多方市公有財産審議会	8	有	総務常任委員会委員	H29.12.12 ~ H31.12.11	財政課	公有財産審議会条例	13人以内	市議会の議員(8人以内)	・市の職員(5人以内)	地方自治法第138条の4第3項(審議会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		公有財産の売払い等については、政策的な部分であり、案件によっては、専門的な内容にもなることから、公的な立場として、必要と考慮しており、選任を改める場合は、廃止を検討したい。	議員の選任を改める
3	喜多方市社会福祉協議会(理事)	1	無	文教厚生常任委員長	H29.6.9 ~ H31.6.8	社会福祉課	・社会福祉法 ・市社会福祉協議会定款	理事21人	議員の明示なし	・監事(3人) ・顧問(若干名) ・評議員(45人)	社会福祉法第109条(社会福祉協議会)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		社会福祉協議会は、公益性・公共性を併せ持つ社会福祉法人として地域福祉を図ることと規定されており、全市民を対象に各種福祉事業を広く展開している。実施にあたり、行政、議会及び民生児童委員をはじめとする福祉団体及び地域住民の総参加、参画により地域福祉を推進しているところから、今後とも、市議会から理事をお願いしたい。	現状で継続
4	喜多方市中小企業振興委員会	2	有	産業建設常任委員会正副委員長	H26.1.21 ~ H28.1.20	商工課	中小企業振興条例	15人以内	市議会の議員(2人以内)	・学識経験を有する者(9人以内) ・関係行政機関の職員(2人以内) ・市の職員(2人以内)	地方自治法第138条の4第3項(委員会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		中小企業の振興と健全な発展を図るために必要な事項を定めることを目的としており、市民の代表であり識見を有する議員からご意見等を頂くことは有益であり、当課として必要と考える。	現状で継続
5	喜多方市工場等立地促進審議会	2	有	産業建設常任委員会正副委員長	H30.2.1 ~ H32.1.31	商工課	工場等立地促進条例	12人以内	市議会の議員(3人以内)	・優れた識見を有する者(9人以内)	地方自治法第138条の4第3項(審議会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		工場等の立地促進、工業の育成及び強化を図り、本市の産業振興と雇用機会の拡大に寄与することを目的としており、市民の代表であり識見を有する議員からご意見等を頂くことは有益であり、当課として必要と考える。	現状で継続
6	喜多方市民号実行委員会(委員)	3	無	副議長、産業建設常任委員会正副委員長	委嘱の日 ~ 翌年の実行委員会まで	観光交流課	喜多方市民号実行委員会会則	明示なし	議員の明示なし(委員として) ・副議長 ・産業建設常任委員長 ・産業建設常任副委員長	・会長1名 ・副会長(若干名) ・幹事(若干名) ・顧問 ・相談役	—	現状のとおり	イベント性が高く協力的立場で関わる	参与の立場	本会は、市民相互の親睦・融和と本市PRに努めるため、市民号参加者を募ることを目的とした市全体に取り組む事業であり、市長並びに議長が顧問として、副市長・教育長、副議長、正副産建委員長が委員として参画すること、関連団体と合わせ、行政と議会が一体となった体制による推進を図っているところがあります。	産業建設常任委員長のみが委員となることで継続(縮小で継続)
7	喜多方市景観審議会	2	有	関本美樹子議員 上野利一郎議員	H30.12.15 ~ H32.12.14	建設課	景観条例	12人以内	市議会の議員(2人以内)	・優れた識見を有する者(10人以内)	地方自治法第138条の4第3項(審議会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		市景観条例に基づき市の諮問に応じて良好な景観形成に関する施策に係る重要事項を調査審議するもので、景観計画、景観重要建造物の指定などがあり、観光都市としての市の景観行政の重要度は益々増してくるから、議員の立場として関わる必要性は高いと考える。	現状で継続
8	喜多方市都市計画審議会	3	有	渡部孝雄議員 佐藤忠孝議員 渡部一樹議員	H29.8.5 ~ H31.8.4	建設課	都市計画審議会条例	12人以内	市議会の議員(人数の明示なし)	・学識経験を有する者 ・市の住民	都市計画法第77条の2第1項(審議会の設置)	議員の選任を改める	議員の立場で関わる必要性の有無の確認		都市計画の決定事項はまちづくりの基本となるもので、都市マスタープランや立地適正化計画の審議や道路・公園・下水道などの都市計画事業は、大規模な事業であることから、議員の立場として関わる必要性は高いものとする。	現状で継続
9	喜多方市空家等対策協議会	2	有	産業建設常任委員会正副委員長	H29.1.31 ~ H31.1.30	建築住宅課	空家等対策協議会条例	市長のほか、委員12人以内	市議会の議員(人数の明示なし)	・法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験を有する者 ・関係行政機関の職員 ・その他市長が適当と認める者	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項(協議会)		申入の後に、委嘱が行われ、会議が行われている組織。		現状で継続	

3

喜多方市議会会議システム用タブレット型端末機の使用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市議会（以下「市議会」という。）における会議システム用タブレット型端末機（以下「端末機」という。）の使用及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議システム 会議アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (2) 端末機 会議システムを利用するためのタブレット型端末機をいう。
- (3) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(端末機の利用者)

第3条 端末機を使用することができる者は、喜多方市議会議員（以下「議員」という。）及び議長が許可した議会事務局職員（以下「職員」という。）とする。

(会議システムの利用者)

第4条 会議システムは、アカウントを持つ議員及び職員（以下「利用者」という。）が使用することができる。

- 2 利用者は、会議システムを使用するときは、あらかじめ付与されたパスワードを入力するものとし、パスワードの管理は、利用者が適正に行われなければならない。

(端末機の貸与)

第5条 議長は、議会運営、議会及び議員活動に使用するため、議員に端末機の貸与をすることができる。

- 2 議員は、貸与された端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 端末機を貸与された議員が議員の身分を失ったときは、直ちに端末機を議長に返却しなければならない。

(端末機の取扱い)

第6条 議員は、貸与された端末を善良な管理者として適切に管理しなければならない。

- 2 議員は、端末機を紛失又は破損した場合は、弁償しなければならない。ただし、議員の責めに帰することができない事由によることが明らかなきときは、この限りではない。

(端末機の使用制限)

第7条 議員は、次条に規定する端末機の使用範囲以外で端末機を使用してはならない。

(端末機の使用範囲)

第8条 端末機の使用範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 議会活動における使用

- ア 本会議
 - イ 喜多方市議会委員会条例第2条第2項に定める常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
 - ウ 喜多方市議会会議規則第166条第1項に定める協議の場合
 - エ 前記イ及びウの行政視察における資料閲覧
 - オ その他議長が認める会議
- (2) 議員活動における使用
 - ア 市民への情報提供等における資料閲覧
 - イ 議員の行政視察における資料閲覧
 - (3) 情報収集における使用
 - ア 市ホームページからの情報閲覧
 - イ 検索サイトからの情報閲覧
 - (4) 情報伝達における使用
 - ア 議員相互及び市との情報伝達
 - イ 災害時等の緊急情報伝達
 - (5) 前各号に定めるもののほか議長が必要と認める事項

(禁止事項)

第9条 端末機の使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報、その他市議会及び市において、議員及び当該情報に関する事務に従事する職員以外に公開されていない情報を議員及び当該職員以外の者に開示すること。
 - (2) 本会議を撮影及び録音、録画すること。
 - (3) 会議等で音を発して使用すること、その他、他者の迷惑になる行為を行うこと。
 - (4) 前各号に定めるもののほか議長が必要と認める事項
- 2 前項に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第10条 議員は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うこと。
- (2) 端末機に保存したデータについては、常に最新のデータとなるよう適正に管理し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (3) 端末機に障害を及ぼすおそれがある装置を接続しないこと。
- (4) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第11条 議員は、市の情報及び会議システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(各種通知、届出等)

第12条 議員と議会事務局は、双方の間で各種通知や届出等を会議システム及び端末機で行う

ことができる。ただし、書面によることが必要な場合は、書面での通知又は届出を行わなければならない。

2 前項で規定する会議システム及び端末機による各種通知、届出等は、機器や通信回線等の不具合等が発生した旨、議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、書面で行うものとする。

(協議)

第13条 端末機、会議システムの仕様等に諸問題が生じた場合は、議会運営委員会で協議するものとする。

(情報通信機器の持込み)

第14条 議会の会議において、会議の出席者が当該端末機の他に情報通信機器を使用するときは、あらかじめ議長の許可を得たうえで使用するものとする。使用に関しては、第7条から第10条までの規定を準用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、端末機の使用及び管理に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

4 会議資料一覧

会議資料等のペーパーレスの進め方(予定)について

タブレット導入後2回目の定例会となったが、情報の共有化ということについては、まだタブレットを開かれない方もおられる。ペーパーレス化については、紙と並行していきながら段階的に基本的には紙媒体は削減していく。また、申出者で、紙媒体は配布無用を希望する場合、配布しないで進めていくことができればいい。

→ 情報の共有化という点でのタブレットの活用については、使っていただくことをあらためて議員皆さんに伝える。ペーパーレスについては、段階的に通知文書など簡易・軽微な部分から全体を進める。予算書、決算書や議案書など根幹に係る内容のものについての判断はもう少し時間をかけ検討する。

(平成30年12月定例議会の議会運営に関する評価と反省より)

会議体	No.	文書名	作成担当	ペーパーレスの予定 (◎完了(年月)、 △検討、×しない)	備考
本会議	1	招集通知	議会	△	試行期間中に検討
	2	議事日程	議会	△	試行期間中に検討
	3	会期日程	議会	△	試行期間中に検討
	4	出席者名簿	議会	△	試行期間中に検討
	5	請願文書表	議会	△	試行期間中に検討
	6	一般質問要綱	議会	△	試行期間中に検討
	7	付託案件表	議会	△	試行期間中に検討
	8	委員会審査報告書	議会	△	試行期間中に検討
	9	委員会審査意見書	議会	△	試行期間中に検討
	10	市政報告及び提出議案趣旨説明書	当局	△	試行期間中に検討
	11	議案書	当局	試行期間併用	申し出制を検討
	12	予算書(当初)	当局	試行期間併用	申し出制を検討
	13	予算書(補正)	当局	試行期間併用	申し出制を検討
	14	条例新旧対照表	当局	△	試行期間中に検討
	15	例月出納検査報告書	当局	△	試行期間中に検討
	16	定期監査結果報告書	当局	△	試行期間中に検討
	17	ふるさと振興株式会社経営状況報告書	当局	△	試行期間中に検討
	18	喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書	当局	△	試行期間中に検討
	19	財政援助団体等監査結果報告書	当局	△	試行期間中に検討
	20	健全化判断比率審査意見書	当局	△	H31決算審査後に判断
	21	資金不足比率審査意見書	当局	△	H31決算審査後に判断
	22	決算書	当局	試行期間併用	申し出制を検討
	23	決算の概要	当局	△	H31決算審査後に判断
	24	決算成果報告書	当局	△	H31決算審査後に判断
	25	各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書(水道含む)	当局	△	H31決算審査後に判断
	26	事務報告	当局	△	H31決算審査後に判断
	27	一般質問答弁書(写し)	当局	◎(H30.12月)	-
各常任委員会	28	委員会席次	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	29	口述書	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	30	協議会開催通知	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	31	会議資料	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	32	関係者懇親会通知	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	33	懇親会席次	議会	◎(H30.12月)	-
	34	所管事務調査通知	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	35	所管事務調査資料	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	36	委員長報告書	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	37	会議録	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める
	38	提言書	議会	H31.3月	3常任委員会共通でペーパーレス化を進める

全員協議会	39	案件依頼	議会	H31.3月	
	40	開催通知	議会	H31.3月	速やかに実施
	41	会議資料	議会	H31.3月	
	42	会議録	議会	H31.3月	
議会運営委員会	43	開催通知	議会	◎(H30.12月)	—
	44	会議資料	議会	H31.3月	委員長、所属委員の判断合意により進める
	45	会議録	議会	H31.3月	委員長、所属委員の判断合意により進める
	46	市民と議会の意見交換会資料	議会	△	H31開催時に判断
議会改革推進会議	47	開催通知	議会	◎(H31.1月)	—
	48	会議資料	議会	H31.3月	委員長、所属委員の判断合意により進める
	49	会議録	議会	H31.3月	委員長、所属委員の判断合意により進める
議会広報編集委員会	50	委員会開催通知	議会	◎(H30.9月)	—
	51	会議資料	議会	◎(H30.9月)	—
	52	所管事務調査通知	議会	◎(H30.9月)	—
	53	所管事務調査資料	議会	◎(H30.9月)	—
	54	委員長報告書	議会	×	—
	55	一般質問原稿依頼	議会	◎(H30.12月)	—
	56	一般質問答弁書(写し)	当局	◎(H30.12月)	—
	57	意見書	議会	×	—
各派代表者会	58	開催通知	議会	H31.3月	速やかに実施
	59	会議資料	議会	H31.3月	
	60	会議録	議会	H31.3月	
正副委員長会議	61	開催通知	議会	H31.3月	速やかに実施
	62	会議資料	議会	H31.3月	
	63	会議録	議会	H31.3月	
決算特別委員会	64	会議資料	議会	△	H31決算審査時に判断
	65	委員名簿	議会	△	H31決算審査時に判断
	66	日程表	議会	△	H31決算審査時に判断
	67	席次表	議会	△	H31決算審査時に判断
	68	総括質疑通告事項整理表	議会	△	H31決算審査時に判断
	69	指摘事項処理状況	議会	△	H31決算審査時に判断
	70	市3役・議長出張日程	議会	△	H31決算審査時に判断
	71	健全化判断比率審査意見書(再掲)	当局	(再掲)	
	72	資金不足比率審査意見書(再掲)	当局	(再掲)	
	73	決算書(再掲)	当局	(再掲)	
	74	決算の概要(再掲)	当局	(再掲)	
	75	決算成果報告書(再掲)	当局	(再掲)	
	76	各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書(水道含む)(再掲)	当局	(再掲)	
	77	事務報告(再掲)	当局	(再掲)	
	78	提出資料	当局	△	H31決算審査後に判断
79	総括質疑通告事項整理表	当局	△	H31決算審査後に判断	
その他	80	喜多方市議会中央要望書		×	—
	81	市議会だより		×	—
	82	お知らせ	議会	◎(H30.9月)	—
	83	市週刊行事予定表	当局	◎(H30.10月)	—
	84	資料請求による提供資料	当局	△	請求議員の対応により随時
	85	※計画等	当局	△	可能なものから

※ 試行期間：H31.9月定例会まで

Ⅳ おわりに

議会改革推進会議は、議会運営委員会と共にこれまで積み重ねてきた議会改革への取組みを確かなものとするため、議会及び議員の責務を自覚しながら、改革の目的を改めて認識するとともに、議論を尽くし、求められている現状を的確に捉え議会の活性化を進展させていく取組みをしていくものであります。

今任期中における取組みについては、議会のICT化に向けた分野での大きな成果を得ることができた内容もありましたが、他の項目については、明確な結論には至らなかった項目もあり、研究テーマとして整理したもののほか、特に、継続していくと整理した内容については、今後の検討事項として取り組んでいく必要のある課題と考えています。

議論を通じて今後も取り組まなければならない検討を要する課題点などは、議会全体と情報を共有しながら常に時代に適合した議会改革のため、「議会機能の強化」と「住民視点での分かりやすい議会運営」に全力で取り組んでいくこととします。